

平成28年度決算に係る
統一的な基準による財務書類

城南衛生管理組合

目 次

- 1 城南衛生管理組合の財務書類の概要・・・・・・・・・・ P 1
- 2 貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 3 行政コスト計算書・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 4 純資産変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 5 資金収支計算書・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 6 財務書類における注記・・・・・・・・・・ P 10

城南衛生管理組合の財務書類の概要

■ はじめに

城南衛生管理組合は、宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・宇治田原町・井手町の3市3町で構成する一部事務組合で、ごみやし尿の処理、資源ごみのリサイクルなどの事業を行っています。

(一部事務組合とは、市町村などがその事務の一部を共同処理するために設ける団体(特別地方公共団体)です。)

■ 財務書類の概要

本組合の財務書類は、次の4つの書類からなります。

- 貸借対照表
- 行政コスト計算書
- 純資産変動計算書
- 資金収支計算書

それぞれの書類の内容については、次のページ以降をご覧ください。

貸借対照表

貸借対照表は、年度末における資産と負債の状況を示し、財政状態を表すものです。「資産」からは、将来世代への行政サービスの提供能力などがわかります。「負債」からは、将来世代の負担がどれだけあるのかがわかります。

資 産	固定資産	ごみ処理・し尿処理・リサイクルなどのための施設、庁舎、物品、土地などの有形固定資産のほか、投資その他の資産として、特定目的基金を計上しています。
	流動資産	現金預金、財政調整基金などを計上しています。
負 債	固定負債	地方債、退職手当引当金などを計上しています。
	流動負債	1年以内に償還を予定している地方債、賞与等引当金などを計上しています。
純資産	資産から負債を差し引いた正味の資産をいい、過去から現在までに獲得した資産の蓄積を表しています。	

(備考)

- 本組合では、特定目的基金として、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金を設置し、資金を積み立てています。
- 財政調整基金とは、地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて、資金を積み立てるための基金です。
- 地方債とは、地方公共団体が行う金銭の借入れのことで、本組合の地方債は、主に施設の建設・改修などのために借り入れたものです。また、償還とは、返済のことをいいます。

行政コスト計算書

行政コスト計算書は、1年間に発生した費用と収益を表すものです。

「費用」からは、行政サービスの提供にどれだけの費用がかかったのかがわかります。

「収益」からは、行政サービスの対価としてどれだけの収益(受益者負担)があったのかがわかります。

「費用」から「収益」を差し引くことで、本組合が行政サービスの提供に実質的に負担した額である「行政コスト」がわかります。

経常費用	業務費用	職員の給与などの人件費、消耗品・維持補修費・委託料・減価償却費などの物件費等のほか、地方債の償還利子などを計上しています。
	移転費用	各種協会への負担金などを計上しています。
経常収益	ごみ処理手数料、し尿処理手数料、資源化物の売払収入などを計上しています。	
純経常行政コスト	経常費用から経常収益を差し引いたものです。	
臨時損失	災害復旧事業費、資産除売却損など、臨時的に発生した損失を計上する項目ですが、本年度は、該当するものではありませんでした。	
臨時利益	資産売却益など、臨時的に発生した利益を計上する項目ですが、本年度は、該当するものではありませんでした。	
純行政コスト	純経常行政コストに、臨時損失から臨時利益を差し引いたものを加えたものです。	

(備考)

- 施設の建設などの資産形成に要した費用は、含みません。
- 本組合の主な財源である構成市町からの分担金は、含みません(分担金は、次の「純資産変動計算書」に計上しています。)
- 減価償却費など、現金の支出を伴わないものを含みます。

純資産変動計算書

純資産変動計算書は、「貸借対照表」の「純資産」の1年間の変動を表すものです。
過去から現在までに獲得した資産の蓄積が、どのような要因で、どれだけ増減したのかがわかります。

前年度末 純資産残高	前年度の「貸借対照表」の「純資産」の金額です。	
純行政 コスト	「行政コスト計算書」の「純行政コスト」の金額です。	
財 源	税込等	本組合を構成する市町からの分担金を計上しています。
	国県等 補助金	国・京都府からの補助金などを計上しています。
本年度末 純資産残高	本年度の「貸借対照表」の「純資産」の金額です。	

(備考)

○本組合は一部事務組合のため、住民からの税収はなく、構成市町からの分担金を主な財源としています。

資金収支計算書

資金収支計算書は、1年間の資金の利用状況と獲得能力を表すもので、性質別に、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3つに区分して示しています。

業務活動 収支	業務支出	人件費、物件費等などの支出を計上しています。
	業務収入	構成市町からの分担金、ごみ処理手数料、し尿処理手数料、資源化物の売払収入などの収入を計上しています。
投資活動 収支	投資活動 支出	施設の建設などの資産形成に伴う支出を計上しています。
	投資活動 収入	施設の建設などの資産形成に伴う、国・京都府からの補助金などの収入を計上しています。
財務活動 収支	財務活動 支出	地方債の償還金、基金への積立金の支出を計上しています。
	財務活動 収入	基金の運用による利子の収入を計上しています。

(備考)

○減価償却費など、現金の支出を伴わないものは、含みません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	15,460,281	固定負債	6,415,767
有形固定資産	15,149,940	地方債	5,460,800
事業用資産	15,131,019	長期未払金	-
土地	1,137,290	退職手当引当金	493,529
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	28,665,401	その他	461,438
建物減価償却累計額	△ 21,961,646	流動負債	506,672
工作物	12,616,712	1年内償還予定地方債	390,364
工作物減価償却累計額	△ 10,491,665	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	50,091
航空機	-	預り金	-
航空機減価償却累計額	-	その他	66,217
その他	-		
その他減価償却累計額	-	負債合計	6,922,439
建設仮勘定	5,164,927	【純資産の部】	
インフラ資産	-	固定資産等形成分	9,462,525
土地	-	余剰分(不足分)	△ 665,102
建物	-		
建物減価償却累計額	-		
工作物	-		
工作物減価償却累計額	-		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
物品	550,248		
物品減価償却累計額	△ 531,327		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	310,341		
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	-		
長期貸付金	-		
基金	310,341		
減債基金	-		
その他	310,341		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
流動資産	259,581		
現金預金	80,379		
未収金	928		
短期貸付金	-		
基金	178,274		
財政調整基金	178,274		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
資産合計	15,719,862	純資産合計	8,797,423
		負債及び純資産合計	15,719,862

行政コスト計算書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

(単位:千円)

科目	金額
経常費用	4,518,800
業務費用	4,447,946
人件費	852,055
職員給与費	786,022
賞与等引当金繰入額	50,091
退職手当引当金繰入額	15,942
その他	-
物件費等	3,558,306
物件費	1,758,459
維持補修費	769,966
減価償却費	1,029,881
その他	-
その他の業務費用	37,585
支払利息	37,435
徴収不能引当金繰入額	150
その他	-
移転費用	70,854
補助金等	59,173
社会保障給付	7,720
他会計への繰出金	-
その他	3,961
経常収益	719,776
使用料及び手数料	711,907
その他	7,869
純経常行政コスト	3,799,024
臨時損失	-
災害復旧事業費	-
資産除売却損	-
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	3,799,024

純資産変動計算書

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

(単位:千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	7,045,091	7,814,096	△ 769,005
純行政コスト(△)	△ 3,799,024		△ 3,799,024
財源	5,551,356		5,551,356
税込等	3,477,970		3,477,970
国県等補助金	2,073,386		2,073,386
本年度差額	1,752,332		1,752,332
固定資産等の変動(内部変動)		1,648,429	△ 1,648,429
有形固定資産等の増加		2,320,187	△ 2,320,187
有形固定資産等の減少		△ 671,758	671,758
貸付金・基金等の増加		—	—
貸付金・基金等の減少		—	—
資産評価差額	—	—	—
無償所管換等	—	—	—
その他	—	—	—
本年度純資産変動額	1,752,332	1,648,429	103,903
本年度末純資産残高	8,797,423	9,462,525	△ 665,102

資金収支計算書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

(単位:千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	3,550,510
業務費用支出	3,446,494
人件費支出	880,634
物件費等支出	1,758,459
支払利息支出	37,435
その他の支出	769,966
移転費用支出	104,016
補助金等支出	96,296
社会保障給付支出	7,720
他会計への繰出支出	-
その他の支出	-
業務収入	4,197,157
税込等収入	3,477,970
国県等補助金収入	-
使用料及び手数料収入	711,318
その他の収入	7,869
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	37,123
業務活動収支	683,770
【投資活動収支】	
投資活動支出	5,121,187
公共施設等整備費支出	5,121,187
基金積立金支出	-
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	4,874,386
国県等補助金収入	2,073,386
基金取崩収入	-
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	-
その他の収入	2,801,000
投資活動収支	△ 246,801
【財務活動収支】	
財務活動支出	461,664
地方債償還支出	378,893
その他の支出	82,771
財務活動収入	467
地方債発行収入	-
その他の収入	467
財務活動収支	△ 461,197
本年度資金収支額	△ 24,228
前年度末資金残高	104,607
本年度末資金残高	80,379
前年度末歳計外現金残高	-
本年度歳計外現金増減額	-
本年度末歳計外現金残高	-
本年度末現金預金残高	80,379

財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産は、取得原価で評価しています。
- ② 無形固定資産は、該当がありません。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

該当がありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当がありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産の減価償却は、定額法で、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物	25年
工作物	7年又は10年
物品	5年

- ② 無形固定資産は、該当がありません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ② し尿収集運搬委託企業転廃業助成金引当金

本年度末における助成金の残存交付予定額の見込額から翌年度交付予定額を差し引いた額を計上しています（固定負債のその他に計上）。

- ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

- ④ 投資損失引当金、徴収不能引当金及び損失補償等引当金

該当がありません。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引は、該当がありません。

- ② オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

(出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。)

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資産の価値を高め、又は耐久性を増すこととなると認められる修繕等は、資本的支出として、それ以外のものは、修繕費として計上しています。

2 追加情報

(1) 重要な会計方針の変更等、重要な後発事象（主要な業務の改廃、重大な災害等の発生等）及び偶発債務（係争中の訴訟等）は、ありません。

(2) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は、一般会計のみであり、一般会計等と普通会計の対象範囲には、差異はありません。

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 過年度修正等に関する事項は、ありません。

⑤ 一時借入金の借入れはありません。なお、一時借入金の限度額は、300,000 千円です。